

		<PH1> 発熱等の症状がみられる場合	<PH2> 「主治医」・「受診・相談センター」等への相談の目安に該当	<PH3> PCR検査実施中	<PH4> PCR陽性 (保健所による行動調査終了前)	<PH5> PCR陽性 (保健所による行動調査終了後)
			<p><b>PH2：濃厚接触者と判定された場合を含む</b></p> <p>★サービス提供中に「濃厚接触者」と判定された旨が判明した場合、判明時点で隔離。自宅連絡の上、可能な限り早期に帰宅する。当該利用者の利用スペース、器具および利用送迎車の消毒を実施する。</p>		<p>※保健所による行動調査 事業所関係者がPCR検査で陽性になった場合、利用者、職員等との範囲が「濃厚接触者」となるか、保健所が事業所訪問するなどにより行う調査</p> <p>◆以降、保健所の指示に従うこと</p>	
利用者の発症	当該利用者	<p>・通所サービスを停止 (事業所判断)</p> <p>★同居(同等)家族に陽性者が発生した場合 → 保健所調査を待たず「濃厚接触者」と扱う 濃厚接触者が発生した場合 本人・家族に体調不良あり → 利用を控えて頂く 本人・家族に体調不良なし → 利用可能</p>	<p>・通所サービスを停止 (事業所判断) ※必要に応じて訪問サービスへ切替</p> <p>※訪問サービスへの切替 居宅介護支援事業所と相談のうえ、「訪問時間を可能な限り短くする」「担当職員を固定する」「手袋やマスク等の衛生用品の着用」等、感染機会を減らすための工夫を行うこと</p> <p>◆以下のいずれかに該当する場合は、主治医や受診・相談センター等へ連絡</p> <p>○息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合 ○重症化しやすい方(※)で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合 (※) 高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方</p>	<p>・通所サービスを停止 (事業所判断) ※必要に応じて訪問サービスへ切替</p> <p>医師・保健所指示に基づくPCR検査前・検査中は「陽性」と同等に扱う</p> <p>★濃厚接触者と判断された利用者は最終接触日or感染対策実施日の遅い方を0日目とし、5日目までサービス見合わせ(2・3日目に抗原検査陰性→3日目より利用可)(保健所指導があれば従う)</p>	<p>・入院の適否は、新型コロナウイルス感染症対策の医療提供体制「神奈川モデル」による</p> <p>◆入院の場合、情報提供書(施設・事業所→医療機関)を救急隊や医療機関に提出 ※令和2年9月14日横浜市事務連絡「介護サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症の感染に伴う入退院時の対応について」</p> <p>◆退院の目安：発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合 なお、医療体制状況によっては症状が安定していれば、自宅(施設)療養に切り替わる可能性もあります。 ※施設等の利用者が退院に当たっては、厚生労働省の基準に基づき医療機関で判断</p> <p>無症状陽性：検体採取日を0日目とし7日間</p>	<p>・入院の適否は、新型コロナウイルス感染症対策の医療提供体制「神奈川モデル」による</p>
	他利用者への対応		<p>・当該利用者以外のサービスは規模の縮小を検討 (事業所判断)</p>	<p>・当該利用者以外のサービスは規模の縮小を検討 (事業所判断)</p> <p>・「陽性」判定が出た場合に備える (&lt;PH4&gt;の準備)</p>	<p>・原則、通所サービスを停止 (接触状況による) ※但し、利用者によっては、入浴サービスのみの提供、食事の宅配、電話等による安否確認等のサービス提供方法を実施 ※必要に応じて訪問サービスへ切替</p> <p>保健所行動調査の結果判明までサービス中断</p>	<p>・原則、通所サービスを停止 (接触状況による) (対象者、期間は保健所の助言に基づく事業所判断による) ※但し、利用者によっては、入浴サービスのみの提供、食事の宅配、電話等による安否確認等のサービス提供方法を実施 ※必要に応じて訪問サービスへ切替 保健所に指示に基づいてサービス停止 or 再開</p>
	職員等への対応		<p>保健所による事業所への行動調査が困難な期間の対応</p>	<p>サービス継続 (感染対策に一層の配慮)</p> <p>★保健所業務が逼迫し行動調査が入らない場合 → 濃厚接触者の有無を事業所判断 ①発症日(無症状の場合は検査の検体採取日)前2日間の1m以内・15分以上の接触有無 ②接触時の適切な感染防御策(マスク・手袋・アイガード等)の実施有無 ※「濃厚接触者」と判定されない感染対策を日常的に実施しているはず</p>	<p>事業所判断により濃厚接触者のサービス停止/出勤停止 行政指示あれば休業</p>	<p>濃厚接触者の職員の出勤停止</p>

		<PH1> 発熱等の症状がみられる場合	<PH2> 「主治医」・「受診・相談センター」等への相談の目安に該当	<PH3> PCR検査実施中	<PH4> PCR陽性 (保健所による行動調査終了前)	<PH5> PCR陽性 (保健所による行動調査終了後)
		<p><b>定期・一般PCR陽性判定</b></p> <p>★予備検査扱い・PH1相当★ 主治医or相談センター経由で医師による確定診断を行う</p>	<p><b>PH2：濃厚接触者と判定された場合を含む</b></p> <p>★出勤中に「濃厚接触者」と判定された旨が判明した場合、判明時点でサービス提供を中止し、帰宅する。連絡・引継ぎは電話等の直接対面しない方法で行う。</p>		<p>※保健所による行動調査 事業所関係者がPCR検査で陽性になった場合、利用者、職員等との範囲が「濃厚接触者」となるか、保健所が事業所訪問するなどにより行う調査</p> <p>◆以降、保健所の指示に従うこと</p>	
職員の発症	当該職員	<p>・出勤停止</p> <p>★同居(同等)の家族に陽性者が発生した場合 保健所調査を待たず「濃厚接触者」と扱う 濃厚接触者が発生した場合 本人・家族に体調不良あり → 出勤を控える 本人・家族に体調不良なし → 出勤可能</p>	<p>・出勤停止</p> <p>◆以下のいずれかに該当する場合は、主治医や受診・相談センター等へ連絡</p> <p>○息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合 ○重症化しやすい方(※)や妊婦の方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合 (※) 高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方 ○上記以外の方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状が続く場合</p>	<p>・出勤停止</p> <p>医師・保健所指示に基づくPCR検査前・検査中は「陽性」と同等に扱う</p> <p>保健所行動調査への積極的な協力</p> <p>★濃厚接触者と判定された職員は最終接触日or感染対策実施日の遅い方を0日目とし5日間の自宅待機 ★2日目・3日目に抗原検査陰性 → 3日目から待機解除・出勤可能</p>	<p>・出勤停止</p> <p>有症状陽性：発症日を0日目とし10日間 無症状陽性：検体採取日を0日目とし7日間</p>	<p>・出勤停止</p>
	他職員への対応		<p>保健所による事業所への行動調査が困難な期間の対応</p> <p>★保健所業務が逼迫し行動調査が入らない場合 → 濃厚接触者の有無を事業所判断 ①発症日(無症状の場合は検査の検体採取日)前2日間の1m以内・15分以上の接触有無 ②接触時の適切な感染防御策(マスク・手袋・アイガード等)の実施有無 ※「濃厚接触者」と判定されない感染対策を日常的に実施しているはず</p>	<p>サービス継続</p>	<p>事業所判断により濃厚接触者の出勤停止 行政指示があれば休業</p>	<p>濃厚接触者の職員の出勤停止</p>
	利用者等への対応			<p>・当該職員に「陽性」判定が出た場合に備える (&lt;PH4&gt;の準備)</p>	<p>・原則、通所サービスを停止 (接触状況による) ※但し、利用者によっては、入浴サービスのみの提供、食事の宅配、電話等による安否確認等のサービス提供方法も検討 ※必要に応じて訪問サービスへ切替</p>	<p>・原則、通所サービスを停止 (接触状況による) ※但し、利用者によっては、入浴サービスのみの提供、食事の宅配、電話等による安否確認等のサービス提供方法を実施 ※必要に応じて訪問サービスへ切替</p>

**行政報告**

★感染が疑われる職員・利用者が発生した場合/職員・利用者に感染が確認された場合

横浜市 エクセルシートに記入しメールで報告 <https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/kaigo-corona.html#utagai>

川崎市 (川崎市被保険者の発症の場合のみ) 報告フォームより報告 <https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000114508.html>

→ フェーズごとに随時報告し、各市町村担当部署と連絡を取り合うこと

社内情報伝達	担当ケアマネ 当該スタッフ	報告	管理者	<p>管理者LINEにて周知(所属・氏名公表) → 所属・利用事業所、接触のあった者が出入りした事業所 感染発生(PCR陽性)に備えた準備 → 接触者/担当ケアマネのリストアップ 連絡体制・作業分担準備</p>	<p>→ 外部公表(匿名・所属のみ公表) ・当該職員・利用者が接触した利用者のケアマネジャー ★第一報 → フェーズごとに随時報告する ・(報告タイミングはCM相談の上)利用者本人・家族</p>
	スタッフ		<p>→ 所属・利用事業所以外 基本的に公表は控える 必要な場合のみ管理者判断で(匿名・所属のみ公表)</p>	<p>→ 全事業所 TUNAGにて感染発生を通知(匿名・所属のみ公表) 以降、必要に応じて経過を報告する</p>	

◆管理者責任者: 継続的に本人と連絡を取る。管理者LINEに症状経過を適宜報告する。◆全職員: 誰もが感染しうることを理解し、本人のメンタルケアを念頭に置いて行動する。